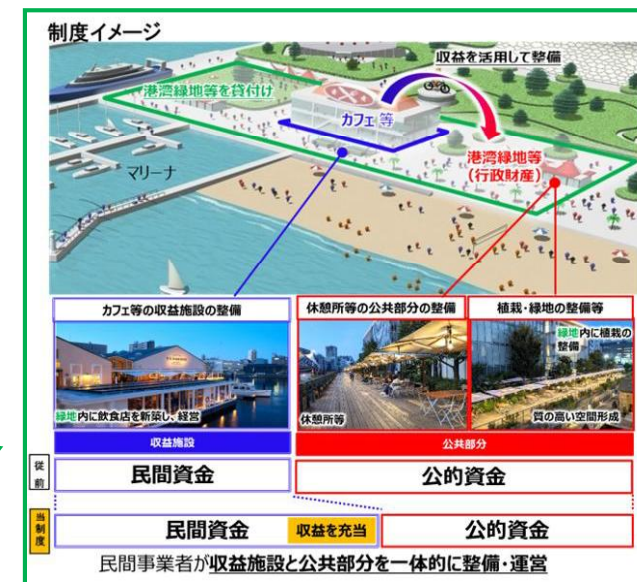
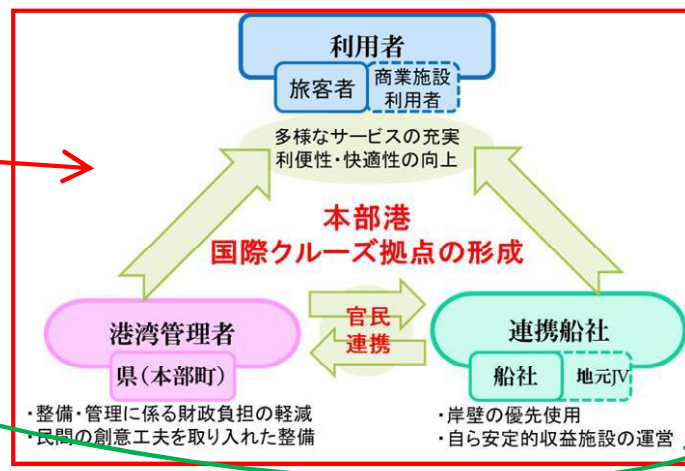


(参考) ○本部港（本部地区）における官民連携事業の効果的な活用について



令和4年12月に港湾法の一部改正が行われ、緑地等においてカフェ、レストラン等の収益施設の整備と、当該施設から得られる収益を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、港湾管理者が緑地等の行政財産の貸付を可能とする認定制度（みなと緑地PPP）が創設されている。

出典：国交省HP

令和6年2月に神戸港が全国初として官民連携事業が始動し、続いて大阪港、沖縄県内では、平良港で事業の公募が実施され、那覇港では事業のトライアルサウンディングを実施しており、民間事業者の参画意欲が高く、沖縄県が管理する港湾緑地においても早期の民間活力の導入が期待されているところであり、本部港においても民間から事業化の要望等があり、そのほかPPP/PFI等も含めて早急に検討を進める必要がある。

官民連携事業（国際旅客船拠点形成計画） PPP/PFI等の活用



出典：国交省HP 一部加工